

北九州市農業委員会
第34回東部部会会議（令和8年度5月部会会議）議事録

1 日 時 令和8年5月12日（火）午前10時00分～午前10時40分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 25名

農業委員 9名

川江秀孝	藤堂孝雄	各務浩	中谷陽子
柳野保博	古田俊策	清水正人	澤水理佳
稲光進			

農地利用最適化推進委員 16名

増田強	中村眞一	平尾長正	松根豊春
吉村晃一	有松政則	村田堯	村田紘
酒井一生	古田仁重	瀬戸克哉	大下治三
黒崎隆博	河内一弥	山本勇次	小田征二

・欠席委員

農業委員 1名 中村治雄

農地利用最適化推進委員 1名 矢野孔清 坂井準二 木村博美

4 事務局出席者

下元 事務局長	藤島 所長	竹下次長	吉田 係長
今村 主任	福田 職員	川浦 職員	

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第187号	許可又は受理の取下願について	1件
報告第188号	許可又は受理の取消願について	1件
報告第189号	使用貸借権の解約について	2件
報告第190号	非農地証明願について	1件
報告第191号	農地法第3条の3の規定による届出について	1件
報告第192号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第193号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	4件
議案第194号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	2件

【議 案】

議案第85号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第86号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件

6 傍聴人 なし

部会長代理

それでは、ただ今より、令和8年度 第34回東部部会会議を開会します。本日の出席委員は25名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。会議の効率的な運営の観点から、議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては、事務局の読み上げは省略します。

また今日は、部会終了後の10時40分から東部と西部の正副部会長と中立委員が出席する運営委員会を予定しています。会議の円滑な進行に努めますので、ご協力をお願いします。それでは、議案の審議に入ります。議案事項につきましても、報告事項と同様に、事務局による読み上げは省略します。

議案書の9ページをお開きください。議案第85号、「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。それでは、第1項、第2項及び10ページの第4項までを続けて、小倉南区大字高津尾、道原及び春吉地区担当の藤堂委員、報告をお願いします。

藤堂委員

議案第85号第1項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字高津尾の申請地において、隣地の所有農地と併せて水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

議案第85号第2項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字道原の申請地において、隣地にお住まいの譲受人が果樹などの栽培を行う計画です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

議案第85号第4項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字春吉の申請地において、花き栽培を行う計画です。譲渡人は申請地の管理が困難であるため、申請地の近隣に居住する譲受人に贈与するものです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長代理

次に、第3項、小倉南区大字志井地区担当の稲光委員、報告をお願いします。

稲光委員

議案第85号第3項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字志井の申請地において、水稻及び季節野菜の栽培を行う計画です。譲受人は譲渡人と同居の孫にあたり、譲受人に農地を集約するものです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上、報告いたします。

部会長代理

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 85 号につきましては、許可と決定いたします。

部会長

続きまして、議案書の 11 ページをお開きください。議案第 86 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第 2 東部調査委員会、稲光調査長から報告をお願いします。

稲光委員

議案第 86 号第 1 項について、申請地は、上下水道が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね 500m 以内に 2 つ以上の教育及び医療施設があることから、第 3 種農地です。主に不動産業を営んでいる会社が無蓋の金属回収場所を設置するため、農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長代理

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 86 号につきましては、許可相当と決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、14 番中村眞一委員と 15 番平尾委員です。よろしくをお願いします。

それでは、これで、令和 8 年度第 34 回東部部会会議を閉会します。事務局からの連絡事項がありますか。

(事務局から 4 件連絡事項)

それでは、会議を終了します。お疲れ様でした。